

<報道発表資料>

E-mail: a3510-17@pref.saitama.lg.jp

令和2年1月24日

新型コロナウイルスに関する
相談窓口の設置について

県では当面の間、下記のとおり新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談窓口を設置します。

武漢市への渡航歴や患者との濃厚な接触をしたと考えられる県民の方で、発熱や呼吸器症状がある方は、医療機関を受診すべきかどうかなどの対応を相談できます。

1 医療機関を受診すべきと考えられる主な対象者

下記の①及び②の要件を満たす方

- ① 発熱（概ね37.5度以上）かつ呼吸器症状（せき等）のある方
- ② 武漢市への渡航歴がある方又は「武漢市へ渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある方

2 相談窓口

- (1) 平日昼間（8：30～17：15）
各保健所（別添保健所一覧参照）
- (2) 土曜・日曜昼間（8：30～17：15）
保健医療政策課 感染症・新型インフルエンザ対策担当
048-830-3557
- (3) 夜間（17：15～8：30）
 - ① 1月24日（金）17：15～1月27日（月）8：30までの夜間帯
保健医療政策課 感染症・新型インフルエンザ対策担当
048-830-3557
 - ② 1月27日（月）17：15以降の夜間帯
埼玉県救急電話相談
#7119

※ #7119は、新型コロナウイルスに限定した窓口ではありません。

「1 医療機関を受診すべきと考えられる主な対象者」に該当しない場合でも、24時間365日相談は可能です。

3 利用にあたっての注意事項

- 夜間は電話がつながりにくくなる恐れがあります。極力昼間の時間帯での相談をお願いします。

本相談窓口の県ホームページは下記アドレスへ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/shingatacoronavirus2.html>